

宮城県森林審議会森林保護部会

日時：令和4年12月20日（火）

午前11時30分から午後0時15分まで

場所：宮城県行政庁舎12階 水産林政部会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 審議事項

(1) 宮城県防除実施基準の変更（案）について

(2) 令和5年度農林水産大臣命令の区域（案）について

4 その他

5 閉 会



宮城県森林審議会森林保護部会 出席者名簿

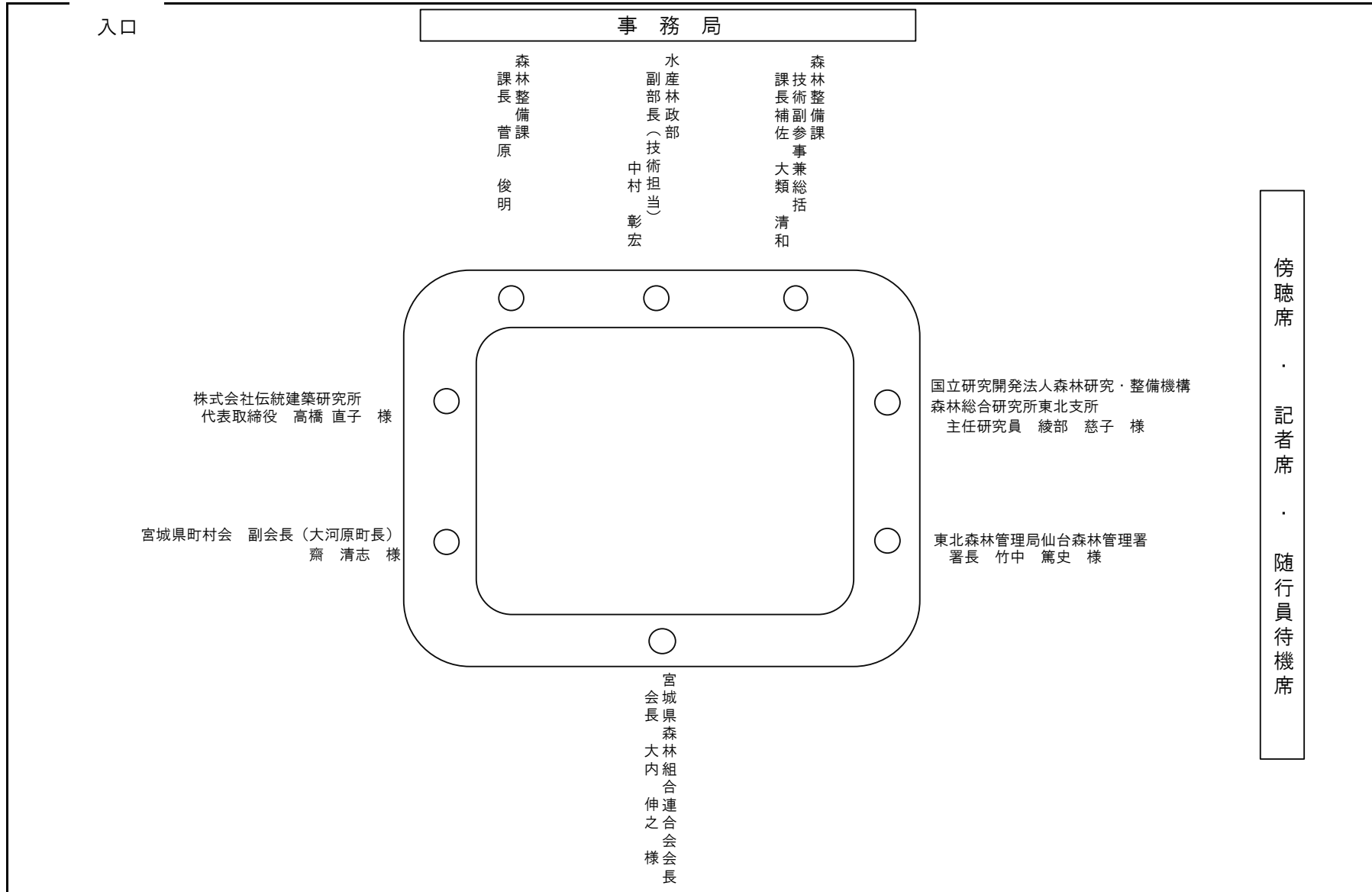
令和4年12月20日

	氏 名	役職名	備 考
委員	綾部 慈子 <small>あやべ よしこ</small>	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
	大内 伸之 <small>おおうち のぶゆき</small>	宮城県森林組合連合会 代表理事会長	部会長
	齋 清志 <small>さい きよし</small>	宮城県町村会副会長（大河原町長）	
	高橋 直子 <small>たかほし なおこ</small>	株式会社伝統建築研究所代表取締役	
	竹中 篤史 <small>たけなか あつし</small>	東北森林管理局仙台森林管理署署長	
事務局	中村 彰宏	宮城県水産林政部副部長（技術担当）	
	菅原 俊明	宮城県水産林政部森林整備課長	
	鞠古 俊洋	宮城県水産林政部森林整備課 副参事兼総括課長補佐	
	大類 清和	同 技術副参事兼総括課長補佐	
	辻 龍介	同 森林育成班 技術主幹（班長）	
	菅原 真明	同 森林育成班 技術主査	
	峰田 玲香	同 森林育成班 技師	

※ 委員は五十音順

宮城県森林審議会森林保護部会 席次表

日時：令和4年12月20日（火）
午前11時30分から午後0時15分まで
場所：宮城県行政庁舎12階水産林政部会議室



入口

事務局

森林整備課
課長 菅原 俊明

水産林政部
副部長 (技術担当)
中村 彰宏

森林整備課
技術副課長 兼 事務
大類 清和

株式会社伝統建築研究所
代表取締役 高橋 直子 様

宮城県町村会 副会長 (大河原町長)
齋 清志 様

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所東北支所
主任研究員 綾部 慈子 様

東北森林管理局仙台森林管理署
署長 竹中 篤史 様

宮城県森林組合連合会
会長 大内 伸之 様

傍聴席
・
記者席
・
随員待機席

宮城県森林審議会森林保護部会の概要

1 宮城県森林審議会森林保護部会の位置付け

- ・ 宮城県森林審議会は森林法第六十八条第1項に基づき設置が義務付けられており、森林保護部会については森林法施行令第七条第1項に基づき、所掌事務を分掌させるために設置している。
- ・ 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について宮城県知事の諮問に応じて答申する、また、それらの事項について、関係行政庁に建議することができる。

2 宮城県森林審議会規定で定める森林保護部会で調査審議する事項

- ① 森林病虫害等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令
- ② 同法第5条第1項に規定する命令
- ③ 同法第7条の3第1項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更
- ④ 同法第7条の5第1項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更
- ⑤ 同法第7条の6第1項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更
- ⑥ 同法第7条の9第1項に規定する地区防除指針の策定及び変更

(参考)

項目		概要	手続きの種類	当部会による調査審議	
				要	不要
森林病虫害等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令 (農林水産大臣による駆除命令)		被害最先端地域に対する農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する事業(搬出を伴う駆除、くん蒸による駆除、樹幹注入等)の対象地域を定めるもの。	区域の決定	○	
同法第5条第1項に規定する命令 (都道府県知事による駆除命令)		森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するために、区域及び期間を定め、都道府県知事が防除を命令するもの。	区域の決定	○	
宮城県防除実施基準		ヘリコプターによる薬剤散布が実施可能な森林の区域や、実施の際の留意事項等を定めたもの。	策定または変更	○	
対策対象松林 (県指定)	高度公益機能森林の区域	保安林等の公益的機能の高い松林の区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
	被害拡大防止森林の区域	高度公益機能森林の周辺にあり樹種転換を促進する区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
樹種転換促進指針		樹種転換に係る施策に関する事項や、樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たす役割等を定めたもの。	策定または変更	○	
地区防除指針		市町村が行う自主防除措置の対象となる松林の基準に関する事項や、留意事項を定めたもの。	策定または変更	○	

○ 今回該当

審議事項に関する関係法令等（抜粋）

参考資料

（1）宮城県防除実施基準の変更（案）について

<根拠法令>

○ 森林病虫害等防除法第7条の3第1項
都道府県知事は、（～略～）防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の3第3項
都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

○ 平成9年4月7日付け9林野造第103号 「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」
2（1） 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。
2（3） 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

（2）令和5年度農林水産大臣命令の区域（案）について

<根拠法令>

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）
第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。 一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。

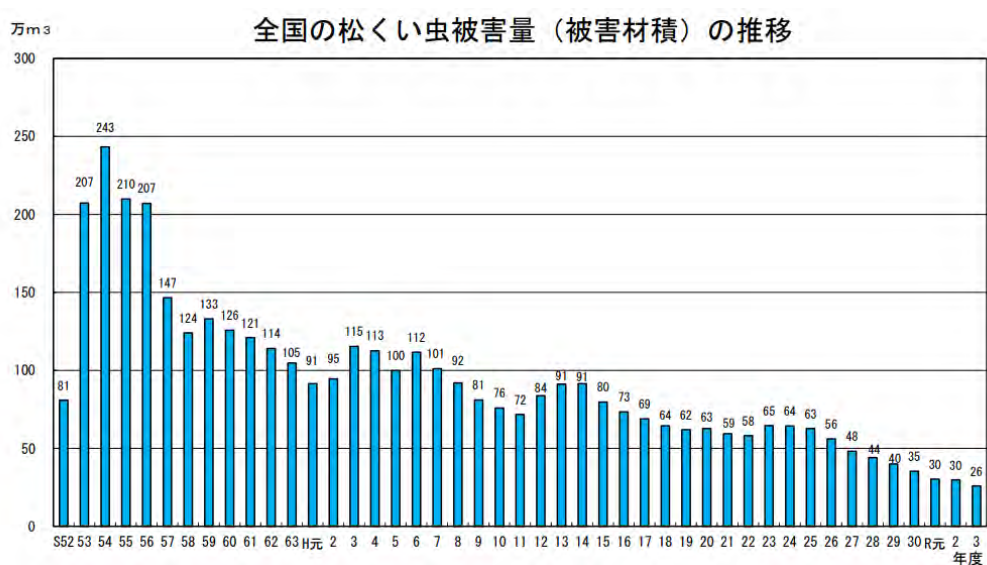
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量（私有林）

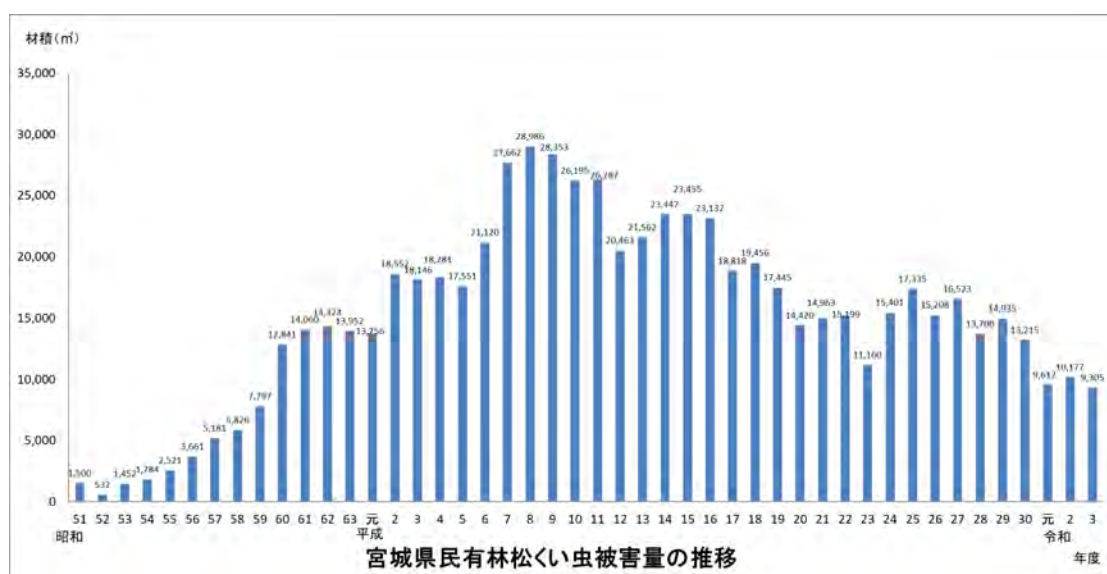
全国： R2 268.0 千m³ → R3 234.4 千m³（前年比 87%）

宮城県： R2 10.2 千m³ → R3 9.3 千m³（前年比 92%）

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986 m³
- ・令和 3 年度の被害量は 9,305 m³（前年度比 92%）
- ・特別名勝「松島」地域の R3 被害量は 2,940 m³と県内の被害の約 3 割



引用：林野庁資料(R4)



2 現在実施している取組

・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し，マツノマダラカミキリの繁殖を防止する。
くん蒸処理，破碎処理，へり搬出処理などを実施する。



・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり，周囲への散布の影響が少ない箇所を実施する。
マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり，空中散布が困難なまとまったマツ林で実施する。
マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため，実施箇所の精査が必要である。



・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き，樹種転換を図る。



・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等，景観対策として，
過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。



民有林における都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移

（単位：千m³）

年 区分	H29	H30	R元	R2	R3	対前年度比
北海道	—	—	—	—	—	—
青森県	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	174%
岩手県	29.7	30.0	28.0	22.5	18.4	82%
宮城県	14.9	13.2	9.6	10.2	9.3	92%
秋田県	10.8	9.2	8.7	7.2	7.8	109%
山形県	19.9	17.7	15.2	12.5	14.3	114%
福島県	30.0	32.4	30.6	30.0	29.5	98%
茨城県	5.4	5.6	3.3	2.9	1.4	47%
栃木県	7.2	6.8	6.3	6.0	5.5	92%
群馬県	6.3	5.4	4.4	3.0	3.1	106%
埼玉県	0.0	—	—	0.0	0.0	100%
千葉県	1.3	0.6	0.4	1.1	0.9	82%
東京都	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9	150%
神奈川県	0.3	0.4	0.4	0.3	0.5	181%
新潟県	3.7	2.9	4.1	3.0	4.2	141%
富山県	0.5	0.3	0.4	0.7	0.4	60%
石川県	4.3	3.6	4.0	4.8	3.5	73%
福井県	2.3	2.2	1.7	1.3	1.2	92%
山梨県	5.0	4.8	3.7	4.0	3.7	92%
長野県	74.0	72.0	70.4	64.0	51.4	80%
岐阜県	0.4	0.3	0.6	0.5	0.3	71%
静岡県	6.7	8.5	6.8	7.2	4.7	66%
愛知県	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	99%
三重県	2.1	2.1	0.8	0.3	0.3	89%
滋賀県	0.9	0.7	0.5	0.4	0.2	59%
京都府	14.0	8.6	5.1	3.0	2.3	76%
大阪府	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	92%
兵庫県	2.7	2.8	1.6	2.0	3.1	153%
奈良県	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	89%
和歌山県	0.4	0.5	0.8	1.4	1.1	78%
鳥取県	6.8	3.0	3.3	3.9	6.3	160%
島根県	9.8	8.1	2.9	2.9	3.6	124%
岡山県	3.4	3.0	4.2	4.1	2.5	62%
広島県	12.5	11.2	9.4	9.6	9.5	98%
山口県	18.8	17.6	14.1	14.0	12.2	88%
徳島県	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	116%
香川県	6.1	5.5	5.7	5.3	5.5	103%
愛媛県	3.9	3.5	3.0	3.0	2.9	95%
高知県	0.1	0.3	0.2	0.1	0.1	62%
福岡県	4.3	4.8	1.5	3.2	4.0	123%
佐賀県	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	74%
長崎県	5.9	14.0	11.3	26.5	11.5	43%
熊本県	0.3	0.5	0.4	0.5	1.3	278%
大分県	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	125%
宮崎県	1.3	0.7	0.8	0.9	0.8	94%
鹿児島県	45.1	16.8	4.8	2.0	1.6	82%
沖縄県	2.3	1.2	0.7	0.6	2.0	302%
合計	366.5	323.4	272.1	268.0	234.4	87%

- 注1 都道府県からの報告による。
 2 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。
 3 四捨五入により合計と一致しない場合がある。
 4 林野庁所管以外の国有林含む。
 5 被害の発生していないものを「—」、50m³未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

確定版

令和3年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本，m³

事務所	市町村	令和2年度		令和3年度		前年比 (%)	事務所	市町村	令和2年度		令和3年度		前年比 (%)
		本数	材積	本数	材積				本数	材積			
大河原	白石市	546	346	233	70	20	栗原	栗原市(旧築館町)	154	72	67	19	26
	角田市	216	97	194	97	101		栗原市(旧若柳町)	3	2	1	1	46
	蔵王町					-		栗原市(旧栗駒町)					-
	七ヶ宿町	8	7			皆減		栗原市(旧高清水町)	18	28	10	4	14
	大河原町	9	9	12	12	130		栗原市(旧鶯沢町)					-
	村田町	113	53	105	45	85		栗原市(旧一迫町)	10	10	19	16	168
	柴田町	76	54	129	82	153		栗原市(旧瀬峰町)			5	10	皆増
	川崎町	13	11			皆減		栗原市(旧金成町)	2	2	12	8	515
	丸森町	1,264	679	524	290	43		栗原市(旧志波姫町)	59	13	16	2	19
計	2,245	1,255	1,197	597	48	栗原市(旧花山村)	29	17			皆減		
仙台	仙台市	131	163	532	451	276	計	275	144	130	61	42	
	塩竈市	92	86	344	170	198	気仙沼	気仙沼市(旧気仙沼市)	974	640	722	502	78
	名取市	13	27	21	27	102		気仙沼市(旧唐桑町)	205	200	156	76	38
	多賀城市					-		気仙沼市(旧本吉町)					-
	岩沼市	75	66	49	60	91		南三陸町(旧志津川町)	518	149	154	95	64
	富谷市	16	18			皆減		南三陸町(旧歌津町)	130	126			皆減
	亘理町	109	82	52	45	54		計	1,827	1,116	1,032	673	60
	山元町					-	登米	登米市(旧迫町)	6	8	31	27	334
	松島町	1,073	1,201	845	797	66		登米市(旧登米町)			8	6	皆増
	七ヶ浜町	610	653	587	267	41		登米市(旧東和町)	136	113	179	176	156
	利府町	494	539	474	409	76		登米市(旧中田町)	34	36	14	27	74
	大和町	163	46	153	50	107		登米市(旧豊里町)			52	10	皆増
大郷町	42	13			皆減	登米市(旧米山町)				2	3	皆増	
大衡村	26	24			皆減	登米市(旧石越町)	13	12	2	2	16		
計	2,844	2,918	3,057	2,275	78	登米市(旧南方町)					-		
北部	大崎市(旧古川市)					-	登米市(旧津山町)					-	
	大崎市(旧松山町)					-	計	189	169	288	250	148	
	大崎市(旧三本木町)					-	東部	石巻市(旧石巻市)	2,945	1,377	2,812	1,697	123
	大崎市(旧鹿島台町)					-		石巻市(旧河北町)			1,911	1,147	皆増
	大崎市(旧岩出山町)					-		石巻市(旧雄勝町)	57	32	100	64	202
	大崎市(旧鳴子町)			20	12	皆増		石巻市(旧河南町)	114	92	15	52	56
	大崎市(旧田尻町)					-		石巻市(旧桃生町)	10	15	1	10	64
	加美町					-		石巻市(旧北上町)	6	4	144	114	2,849
	色麻町					-		石巻市(旧牡鹿町)	1,985	819	245	73	9
	涌谷町					-		東松島市(旧矢本町)					-
	美里町(旧小牛田)					-		東松島市(旧鳴瀬町)	2,200	1,511	1,881	1,297	86
	美里町(旧南郷)					-		女川町	896	698	1,420	983	141
	計	0	0	20	12	皆増		計	8,213	4,549	8,529	5,437	120
県合計									15,593	10,151	14,253	9,305	92

令和4年度松くい虫被害対策事業の一覧

作業種	県事業名	実施主体	補助率	対策対象松林				左以外森林	備考
				高度公益機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林		
伐倒駆除	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
	林業・木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	○	○	○	・国庫補助の補完処理 ・気仙沼景観対策
	森林育成事業(衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	○	○	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)
特別防除及び地上散布	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
樹幹注入	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・前回実施した箇所の継続実施 ・重要なマツ林
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業以外の県所管松林 ・地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	マツ林景観保全事業	県	—	○	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え等。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額(標準単価以内)	○	○	○	○	○	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
植栽	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額	○	○	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	マツ林景観保全事業	県	—	○	○	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽

○審議事項 1

宮城県防除実施基準の変更（案）について

1 変更内容及び理由

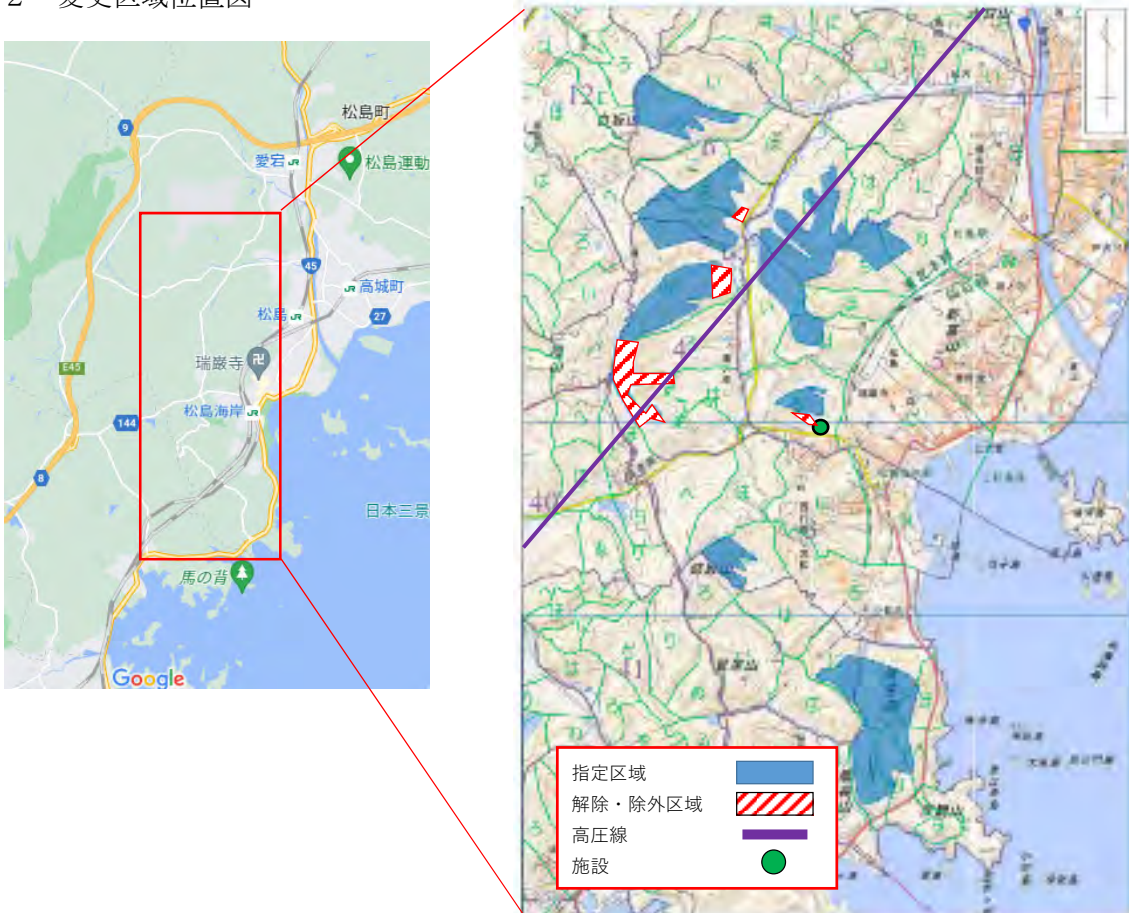
宮城県防除実施基準「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域」に定める区域を変更するもの。

【宮城郡松島町】

広葉樹林化が進行し、高圧線や施設に近接する以下の区域（13ha）について指定を解除する。

市町村	解除林班		一部区域除外林班	
宮城郡松島町	1 林班	ホ - 3	4 林班	イ - 7
	4 林班	ニ - 5	5 林班	イ - 1, ロ - 1 8
	6 林班	ヘ - 4	6 林班	ヘ - 5

2 変更区域位置図



Google マップ及び宮城県森林クラウドシステムの地形図を加工

3 解除区域の現況写真



高圧線付近の散布作業は技術的に困難



施設の隣接区域についても同様



薬剤散布が難しい区域について広葉樹林化が進行



高圧線配置状況

区域変更対照表

変更後				変更前			
所在地		面積 (ha)	区域	所在地		面積 (ha)	区域
都市名	町村名			都市名	町村名		
宮城郡	松島町	80	1林班 ハ-1,2,3,4 ニ-1,4 ホ-2 ザ-1 リ-4,5 2林班 ニ-6,7,8 3林班 イ-2 4林班 イ-3,6,7 5林班 イ-1 ロ-16,18 ハ-1 チ-4,5,6 6林班 ロ-1,2 ホ-5,6,9 ェ-1,3,5,6,9 7林班 イ-19,20,24,25	宮城郡	松島町	93	1林班 ハ-1,2,3,4 ニ-1,4 ホ-2,3 ザ-1 リ-4,5 2林班 ニ-6,7,8 3林班 イ-2 4林班 イ-3,6,7 ニ-5 5林班 イ-1 ロ-16,18 ハ-1 チ-4,5,6 6林班 ロ-1,2 ホ-5,6,9 ェ-1,3,4,5,6,9 7林班 イ-19,20,24,25

○審議事項2

令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)について

1 事業概要

- ・農林水産大臣から命令を受け駆除を実施する。
- ・駆除については、林野庁と県が委託契約を締結し、県が実施する。

2 農林水産大臣命令区域の県の設定方針

- ・本県においては、太平洋沿岸部の被害最先端地域である気仙沼地域を対象に実施する。
- ・高度公益機能森林である。
- ・三陸復興国立公園、県立自然公園地域内にある重要なマツ林である。
- ・観光地など特に優先される地区である。



区域一覧

地区名	面積(ha)	地区の概要
舞根	44.86	県立自然公園内であり、区域付近にある九九鳴き浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
亀山	72.08	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所であり、区域にある十八鳴浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
竜舞崎	5.15	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所である。クロマツ林の遊歩道と岩礁の景観が魅力となっている。
御崎	18.25	三陸復興国立公園内であり、唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのスタート地点となっている。
巨釜	5.93	三陸復興国立公園内であり、代表的なリアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースの中継地点となっている。
半造	7.20	三陸復興国立公園内であり、代表的なリアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのゴール地点となっている。
合計	153.47	

※令和4年度実施区域からの変更はなし

令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)

事業種類及び命令区域

第1項第1号(伐倒駆除)
第2項(特別伐倒駆除)

- ・舞根
- ・亀山
- ・竜舞崎
- ・御崎
- ・巨釜
- ・半造

の6地区

【箇所1 舞根地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

【箇所2 亀山地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

【箇所4 御崎地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

【箇所3 竜舞崎地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

【箇所5 巨釜地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

【箇所6 半造地区】
・伐倒駆除
・特別伐倒駆除

- 三陸復興国立公園 
- 県立自然公園 
- 高度公益機能森林 
- 大臣命令区域 

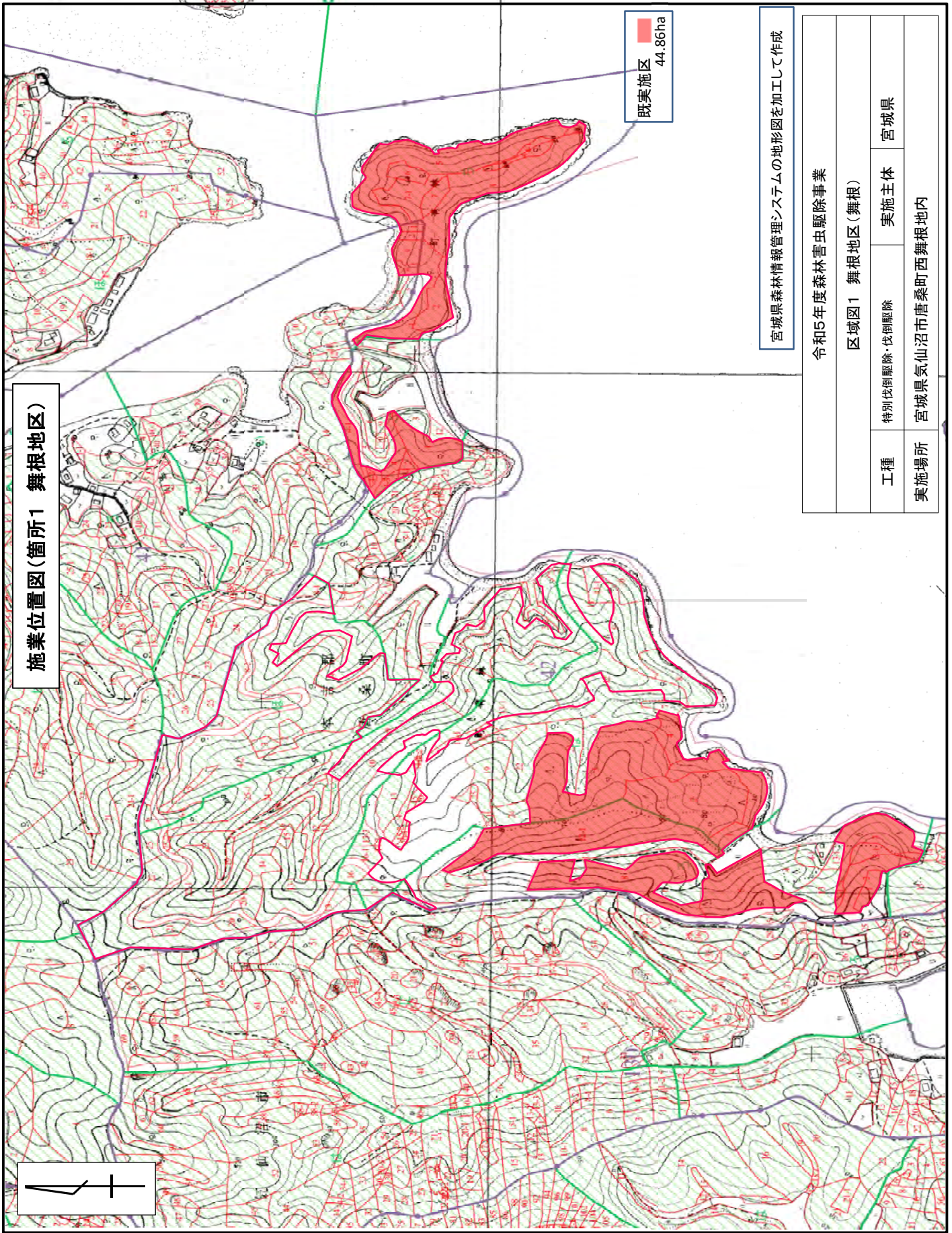
気仙沼市

令和5年度森林害虫駆除事業委託

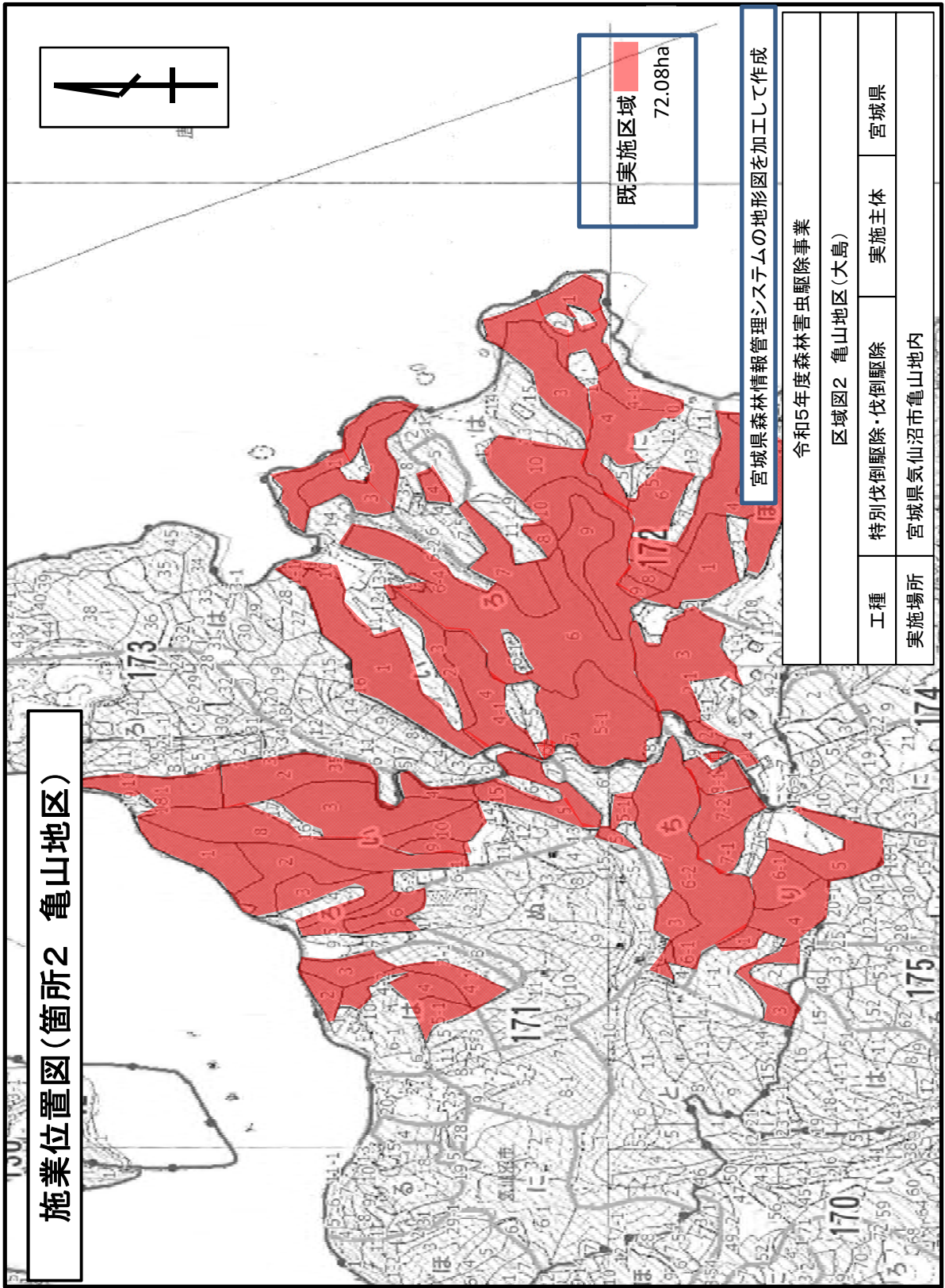
要望箇所位置図

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内 外5箇所		

国土地理院の電子地形図を加工して作成



令和5年度森林害虫駆除事業			
区域図1 舞根地区(舞根)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内		

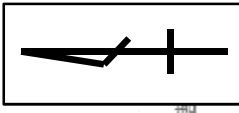


施業位置図(箇所2 亀山地区)

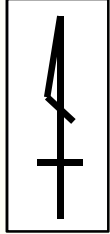
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業			
区域図2 亀山地区(大島)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市亀山地区内		

既実施区域
72.08ha



施業位置図(箇所3 竜舞崎地区)



既実施区域 5.15ha

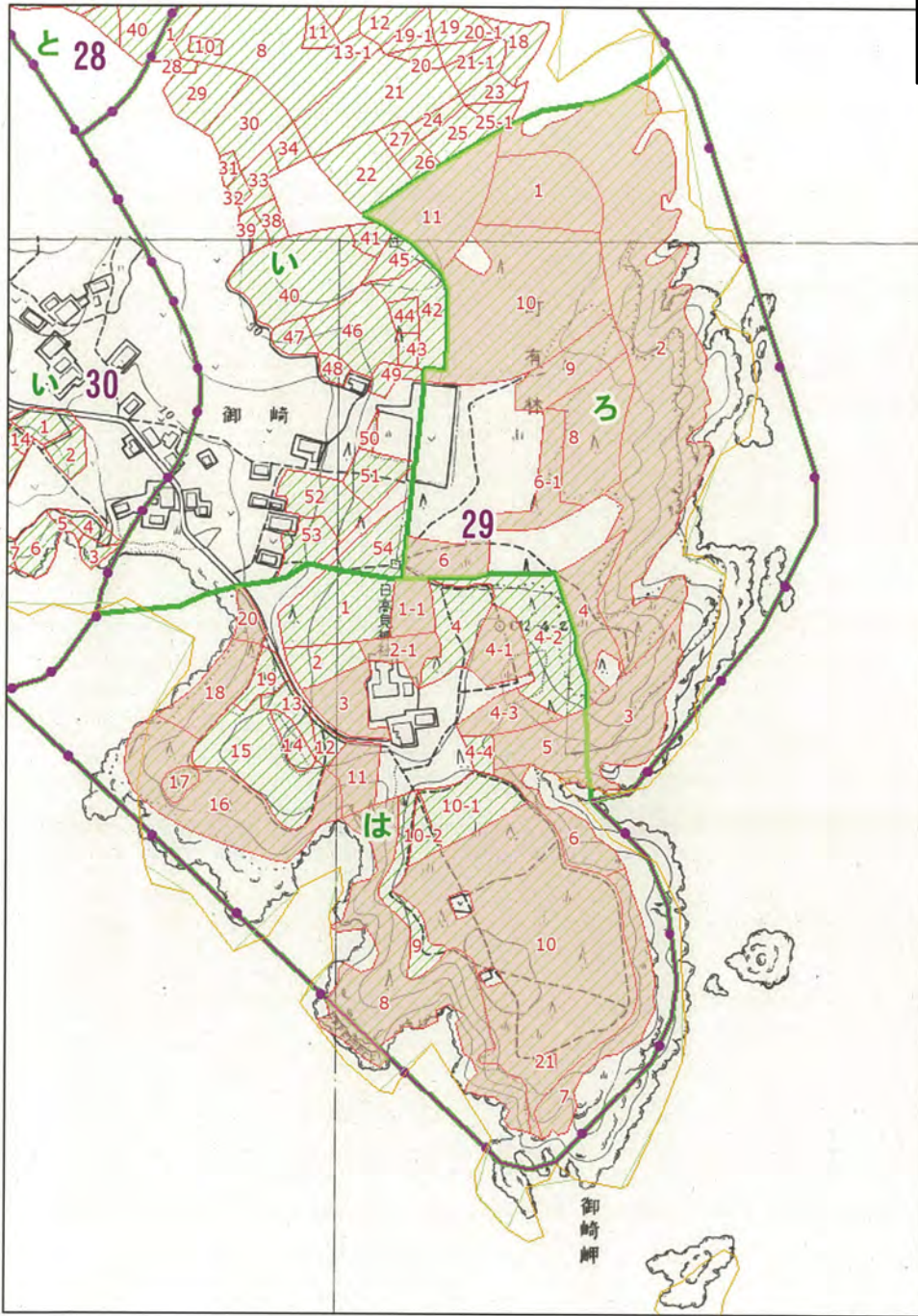
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託

区域図3 竜舞崎地区(大島)

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市横沼地内		

施業位置図(箇所4 御崎地区)



既実施区域 ■
18.25ha

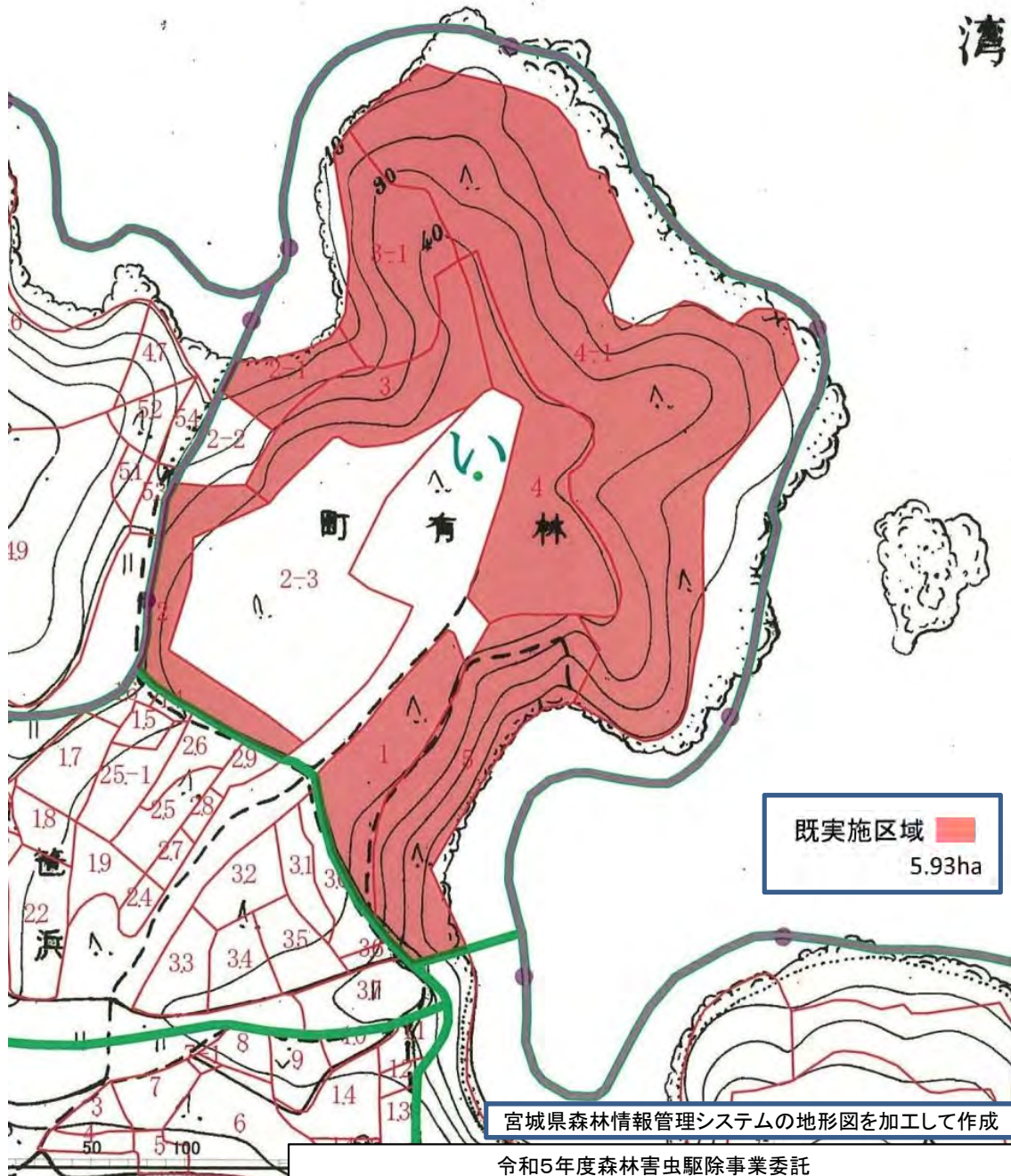
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託			
区域図4 御崎地区			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		

施業位置図(箇所5 巨釜地区)



湾



既実施区域 ■
5.93ha

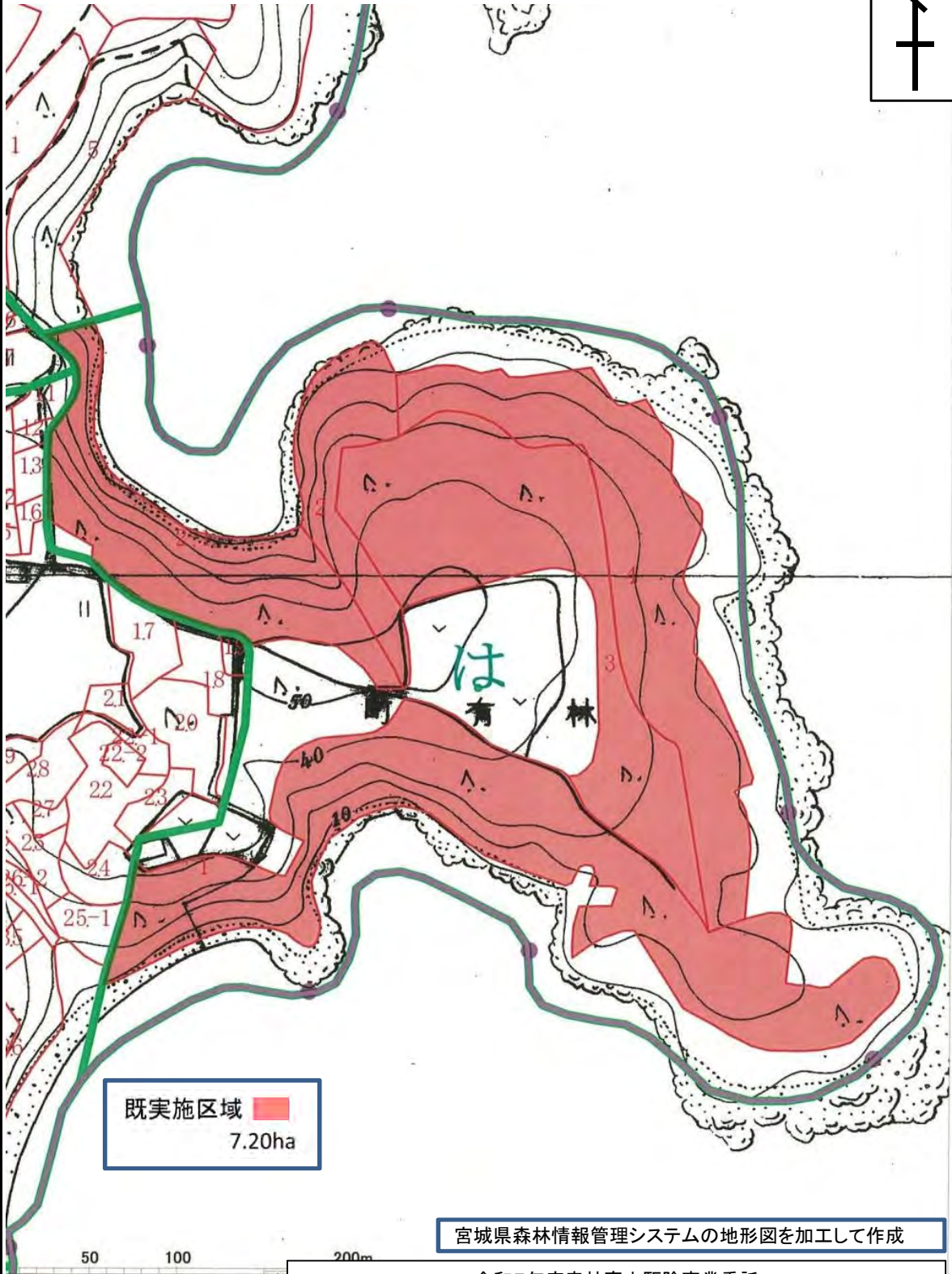
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託

区域図5 巨釜地区

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町中地内		

施業位置図(箇所6 半造地区)



既実施区域 ■
7.20ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託			
区域図6 半造地区			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		

宮城県森林審議会森林保護部会

令和4年12月20日

	氏名	役職名	備考
委員	綾部 慈子 <small>あやべ よしこ</small>	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
	大内 伸之 <small>おおうち のぶゆき</small>	宮城県森林組合連合会 代表理事会長	部会長
	齋 清志 <small>さい きよし</small>	宮城県町村会副会長（大河原町長）	
	高橋 直子 <small>たかほし なおこ</small>	株式会社伝統建築研究所代表取締役	
	竹中 篤史 <small>たけなか あつし</small>	東北森林管理局仙台森林管理署署長	

※ 委員は五十音順